

J R 東海労幹関西地「申」第20号
2020年2月19日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「鳥飼基地駐車場利用の変更」に関する申し入れ

1月に会社から「鳥飼基地駐車場利用の変更」について「お知らせ」があった。その内容は「会社が許可している駐車場利用について居所が遠方にある社員などを含めて年1回抽選を行い、利用者を決定する」「駐車場台数は90台分で令和2年度異動以降、準備出来次第」実施するというものである。

この間、私たちは交通事情の悪い鳥飼基地へ通勤する社員の「車通勤を拡充するよう会社に求めてきたが、会社は逆に交通事故防止等を理由に昨年6月からは「鳥飼基地構内への車等の入構を禁止」し、交番検査車両所など基地内の駐車場を利用していた車通勤社員も構外へ閉め出してきていた。社員の通勤をただただ不便にするこのような「会社施策」については納得がいかない。

今回の「利用方法の変更」に関して以下の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設けること。

記

1. 希望する社員については、車通勤を認め駐車場を利用させること。
2. 「90台」と言わず、より多くの駐車場台数を確保するため、従来のように交番検査車両所の車通勤社員などの入構を認め基地内の駐車場を使用させること。
3. 「駐車場」は職場ごとで振り分けがあるのか明らかにすること。
4. これまで幾度も「申し入れ」を行ってきたが、回答は「新規駐車場は許可しない」という対応だった。会社が「駐車場を許可する」となった経緯を説明すること。
5. この間、何年も駐車場を待っていた社員に対して謝罪をすること。
6. この間、車通勤を許可されたにも関わらず、駐車場を許可しなかった為、仕方なく駐車場を借り、自腹で払った駐車場料金を会社が補填すること。

7. これまで、会社は公共交通機関での通勤を推奨してきているが、通勤回送の減便を行い。また、通勤バスは発車時刻が勤務に適していなく、本数が少ない。そしてバスが小型で、ゆっくりと座れない。座れたとしても制約があるなど、社員が公共交通機関での通勤をしにくくなっている。通勤回送、通勤バスを増便するなど会社は対策を立てる考えがあるのか明らかにすること。
8. 抽選に外れた場合、公共交通機関での通勤になると思うが、その場合社員が希望する経路での通勤を許可すること。

以上